

令和3年度島根県一般会計補正予算（第3号）、島根県母子
父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）、島根県中小
企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）及び島根県中小
企業制度融資等特別会計補正予算（第2号）の知事専決処分
について

令和3年7月27日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

令和3年7月6日からの大雨による被害への対策を講じる必要から、地方自治法
第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和3年7月27日（火）

3 補正予算の内容

(1) 一般会計

① 補正予算額 335,776 千円
(補正後の一般会計予算額 476,384,519 千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 被災者等への支援	280,076 千円
・ その他	55,700 千円
合 計	335,776 千円

[歳入予算]

・ 繰越金	283,810 千円
・ 国庫支出金	34,666 千円
・ 県債	17,300 千円
合 計	335,776 千円

[債務負担行為]

・ 災害援護資金利子補給金	1,519 千円
・ 生活福祉資金利子補給金	799 千円
・ 農業経営等緊急対応資金利子補給金	194 千円
・ 農業経営等緊急対応資金保証料補給金	234 千円

(2) 母子父子寡婦福祉資金特別会計

[債務負担行為]

・ 母子父子寡婦福祉資金利子補給金	320 千円
-------------------	--------

(3) 中小企業近代化資金特別会計

① 補正予算額	1,067 千円
(補正後の中小企業近代化資金特別会計予算額 850,997 千円)	

② 内訳

[歳出予算]

・ 設備貸与資金割賦損料補給金	1,067 千円
-----------------	----------

[歳入予算]

・ 一般会計繰入金	1,067 千円
-----------	----------

[債務負担行為]

・ 設備貸与資金割賦損料補給金	4,800 千円
・ 設備貸与資金損失補償金	50,000 千円

(4) 中小企業制度融資等特別会計

① 補正予算額	454,854 千円
(補正後の中小企業制度融資等特別会計予算額 75,489,370 千円)	

② 内訳

[歳出予算]

- | | |
|-----------------|------------|
| ・ 中小企業制度融資貸付金 | 444,444 千円 |
| ・ 中小企業制度融資利子補給金 | 10,410 千円 |

[歳入予算]

- | | |
|-----------|------------|
| ・ 貸付金元利収入 | 444,444 千円 |
| ・ 一般会計繰入金 | 10,410 千円 |

[債務負担行為]

- | | |
|------------------|-----------|
| ・ 中小企業制度融資保証料補給金 | 95,250 千円 |
| ・ 中小企業制度融資利子補給金 | 75,000 千円 |
| ・ 中小企業制度融資損失補償金 | 80,000 千円 |

補 正 項 目

(単位:千円)

No	事 業 名	予 算 額	説 明	所 管 課
1	被災者生活再建支援事業	211,500	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防 災 部 [防災危機管理課]

対象被災世帯		対象世帯への 最大支援額	負担割合
	損害基準判定		
全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)
半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)	

※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額

※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金(全都道府県からの拠出金)1/2

※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当

2	災害援護資金等利子補給事業 (一部特別会計)	【制度適用】	各種貸付制度において、大雨により被害を受けた世帯等を対象として、貸付利率が0%となるよう利子補給を実施 [対象貸付制度] ・災害援護資金 ・生活福祉資金 ・母子父子寡婦福祉資金	健康福祉部 [地域福祉課] [青少年家庭課]

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
3	社会福祉施設等災害復旧事業	27,000	<p>大雨により被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援</p> <p>[対象経費] 施設整備費（工事費、事務費） ※1件あたり80万円以上 （保育所は1件あたり40万円以上）</p> <p>[負担割合] 国1/2・県1/4・設置者1/4</p>	<p>健康福祉部</p> <p>[高齢者福祉課] [子ども・子育て支援課] [障がい福祉課]</p>
4	大雨災害対策特別資金	10,410	<p>大雨により被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施</p> <p>[融資枠] 20億円 [資金使途] 設備資金、運転資金 [融資限度額] 1億2,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.25%（責任共有） 1.10%（責任共有外）</p> <p>[保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.4~1.05%（責任共有） 0.4~1.20%（責任共有外）</p>	<p>商工労働部</p> <p>[中小企業課]</p>

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
5	県単設備貸与事業	1,067	大雨により被害を受けた中小企業者等が、しまね産業振興財団の設備貸与を受けた場合に、当初3年間の割賦損料率が0%となるための割賦損料補給等を実施 [実施主体] しまね産業振興財団 [貸与枠] 1億円 [貸与限度額] 100万円～5,000万円 [割賦損料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.60% [返済期間] ・原則10年以内 ・公害設備は15年以内	商工労働部 [中小企業課]
6	被災地域における事業継続緊急支援事業	30,000	被災地域における生活機能やサービスの提供、雇用の維持を図るため、大雨により被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村とともに支援 [実施主体] 市町村 [対象業種] 地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして市町村が必要と判断する業種 [対象経費] 施設設備改修費、備品購入費等 [県助成上限額] 100万円 [負担割合] 県1/3・市町村1/3・事業者1/3	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課						
7	農業経営等緊急対応資金 (予算額の内訳) <table border="1" data-bbox="268 510 683 663"> <tr> <td>現年度分</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td> 利子補給金</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td> 保証料補給金</td> <td>67</td> </tr> </table>	現年度分	99	利子補給金	32	保証料補給金	67	99	大雨により被害を受けた農業者が復旧に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施 [融資枠] 5,000万円 (当初予算計上済み) [資金使途] 施設等資金、運転資金 [融資限度額] 施設等資金の場合 ・個人 1,500万円 ・法人等 3,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.15% [保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.2%	農林水産部 [農業経営課]
現年度分	99									
利子補給金	32									
保証料補給金	67									
8	農業復旧対策事業	【制度適用】	大雨により被害を受けた農業用の施設や機械などの復旧を支援するため、復旧に要する経費を市町村とともに支援 [対象経費] 農業用施設の撤去費、農業機械の復旧費など [助成対象] 認定農業者、農業法人、集落営農組織など [負担割合] 県1/3・市町村1/3・農業者等1/3 など	農林水産部 [農畜産課]						

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
9	県有施設等の復旧事業	50,000	大雨により被害を受けた県有施設等の復旧工事等を実施 [文教施設等] ・法面復旧（出雲高校、三刀屋高校） ・グラウンド整地 （松江北高校、安来高校） ・スクールバス修理 （松江緑が丘養護学校） [自然公園] ・法面復旧（国賀浜園地、桂島園地）	環境生活部 [自然環境課] 教育委員会 [教育施設課] [特別支援教育課]
10	大雨災害に関する情報提供事業	5,700	大雨被害に対する県の支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けに新聞やSNSを活用した広報を実施	政策企画局 [広聴広報課]